

# 議会だより

No. 127 発行/福島県北塩原村議会 編集/議会広報調査特別委員会 ☎(0241) 23-3263 〒966-0485 北塩原村大字北山字姥ヶ作3151  
ホームページアドレス: <http://www.vill.kitashiobara.fukushima.jp/gyousei/gikai/>



平成17年  
12月定例会のようすを報  
告します。

2ページ〜11議員の今年の抱負

4ページ〜村政報告

12月12日〜14日まで開かれ、次のよ  
うな報告がありました。

\*杉並区との秋の物産交流について

\*裏磐梯観光大使・普天間おくりさんの  
活動状況について

\*中越大地震から一周年の小千谷市の動  
きについて

\*剣ヶ峯交差点周辺における景観形成に  
ついて

5ページ〜一般質問

\*牧野条例について

\*入湯税について

\*猫魔スキー場の株譲渡の件について

\*平成18年度の予算編成、財政運営、行  
政改革、又、重点施策について

9ページ〜議案審議

\*慎重審議のうえ31議案が原案通り可決  
されました。

10ページ〜固定評価審査委員会の選任について

人権擁護委員の推薦につき意見を求める  
ことについて

意見書・傍聴席から

\*あなたも傍聴してみませんか

# 新年



## 11議員の抱負

氏名・当選回数・行政区・抱負を  
掲載しています。

高橋 和重 ②  
三区 (52才)



月日の流れは早く議員活動も7年になります。  
「初心を忘れず」を信念に(是々非々)頑張ります。

議長

鈴木 定芳 ③  
下吉 (57才)



執行、議会、両輪の如くと良く言われます。  
私は、その一つの歯車となり村民の幸せ・村政発展  
ため頑張ります。

五十嵐 肇 ③  
大久保 (62才)



自立する村の創世を目指し、都市(杉並)との  
交流を通じ観光と農業の更なる進展と定住人口の  
確保、幼少教育の充実に取組みます。

酒井 作男 ②  
剣ヶ峯 (64才)



2006年も村民の声を代表して村の発展と村民の  
幸せのために、議会活動に努めます。

五十嵐 力雄 ①  
上川前 (57才)



少子高齢化団塊の世代は私たちです。人口減少中の  
村づくりは自分達で考え自分達の作る村づくりをした  
い。村の成長力を高め故郷の魅力ある村づくりに頑張  
ります。民・中心とするプロジェクト作り未来の成長  
を土台とする年にしたいと思います。

村民の皆さん、今年も  
良い年でありますように  
お祈り致します。

村議会一同

副議長

小 棕 眞 ②  
蛇 平 (61才)

平成18年の新春を迎え村民の皆様にあかれましては、輝かしい希望に満ちた新春をお迎えの事と心からお慶び申し上げます。豊かな自然を後世に残し我が村の観光地をさらに推進して行きます。

小 棕 義 正 ③  
早稲沢 (58才)

少子高齢化の進行・財源不足・困難さを増す行財政の健全化のため、皆さんと共に全力で村のため頑張ってまいりたいと思います。

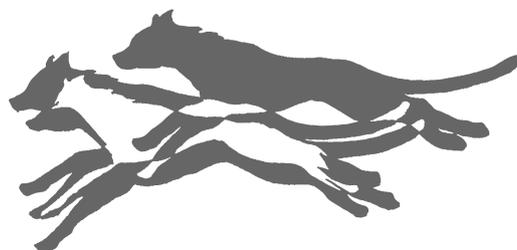
武 藤 寛 ②  
二 区 (59才)

今年も村民の皆様が活力と希望に満ちた村づくりのためには何かが必要で大切かを真剣に考え議員として精進致します。

小 棕 元 ③  
早稲沢 (62才)

世のため、人のため、村のため  
間違い・無駄・不正を正し、歩きたい。

謹 賀

2006年  
新春特集佐 藤 正 男 ②  
剣ヶ峯 (56才)

2006年も村民の皆様の声を実際に耳を傾け、何事にも恐れず怯まず公正・公明な元気ある村づくりに努力致します。

遠 藤 栄 久 ①  
早稲沢 (57才)

2006年もグリーンツーリズムを活用し活気ある観光と農業とアグリ特区の実現に頑張ります。

# 12月 定例会

12月12日～14日

## 招集 挨拶

村長



### 村政報告

#### 1. 杉並区との秋の物産交流について

9月26、27日の2日間、杉並区と交流を図る目的で、物産展を開催し、村商工会等が中心となって新鮮な農産物、約20トンの販売はもとより、観光PRも行い多くの人で賑わい、盛況のうちに終了しました。また、10月15日、16日

#### 2. 裏磐梯観光大使、普天間かおりさんの活動状況

普天間かおりさんは、テレビ、ラジオ番組やコンサートなどで、機会あるごとに裏磐梯の魅力を多くの方々に伝えていただき、その効果が期待されます。また、ご自分のホ

#### 3. 中越大震災から一年の小千谷市の動きについて

10月23日「小千谷市復興記念式典」に出席し、犠牲者のご冥福を祈るなど確かな復興に向けて関係者一同が誓い合いました。  
また、25日には大震災で蓄積された経験と教訓を共有しようとして「中越大震災ネットワークおぢや」設立準備会が行



#### 4. 剣ヶ峯交差点周辺における景観形成について

平成15年度より村が中心となって統一的美しい街並み景観をつくることを目的に、各関係機関と連携のもと、交差点改良工事に合わせ整備を進めてきました各公共施設が、12月22日完成の裏磐梯駐在所を最終に、総合落成を見る運びとなりました。  
素晴らしい景観の基盤ができ、モデル的な存在になるものと思っております。



裏磐梯合同庁舎



裏磐梯駐在所



広域消防北塩原分署



南東北裏磐梯診療所

# 一般質問 1

3番 小椋 元



## 1 牧野条例について

牧野に関する条例が4つほどあるが、廃止できない理由は何か伺う。

### 産業政策課長

家畜育成施設を昭和61年度に農業構造改善事業で設置したので、財産の処分制限期間があり、補助金の返還が生じるため条例の廃止は考えていません。  
また、牧野管理条例等についても家畜育成施設と一体となっている条例のため、処分制限期間が終了してから一括して廃止する考えです。

## 再質問

牧野に植林をするのは、違法ではないのか伺う。

### 産業政策課長

桜峠牧場は今後とも中小家畜等を飼養して、公共牧場が持つ放牧部門以外のゆとり、やすらぎの空間、自然とのふれあい空間の提供に特化した牧場として運営されますので、違法ではない。

## 再々質問

桜峠牧場の名前を変更するつもりはないのか伺う。

### 産業政策課長

名前を変更するつもりはない。

## 2 入湯税について

①入湯税は環境衛生施設、消防施設、観光施設の整備並びに観光の振興などに使われているとあるが、

温泉施設はこのうちどの施設になるのか伺う。  
②ラビスパの過去10年間の入湯税はどうなるのか伺う。

### 財務政策課長

①温泉施設は観光施設に入ります。  
②ラビスパについては、入湯税はありません。

## 再質問

①入湯税徴収チラシをつくるのに地方税法を見て作ったと思うが法律の中に、温泉施設が観光施設の中に入る事は書かれていない。そして入湯税は温泉源の保護管理、施設の整備に要する費用に充てるためと書いてある内容をチラシに入れてないのは、どうしてか伺う。  
②特別徴収義務者に、日帰りも泊まりも入湯税の対象になるから、申告してくださいというチラシを何年前から出していたのか伺う。

### 財務政策課長

①入湯税の利用者から徴収された入湯税は環境衛生施設、消防施設、観光施設の整備並びに観光の振興などに使われています。

また、共同浴場、温泉等の入湯及び鉱泉施設とに分類され、観光施設の中に温泉施設が入るわけであり、故意に内容を抜いてはいません。

②特別徴収義務者というのは、村長がこの施設は厚生施設としていろいろな条件を満たしている場合に指定しているものであり、ラビスパについては、近隣各市町村の似た施設も徴収してなく、条例にも、温泉、健康増進施設としての位置づけをし、保健センター等で健康づくりに使用しているの、そういう意味で入湯税を取る施設ではないのでありません。

また、申告の通知は毎年通知しております。

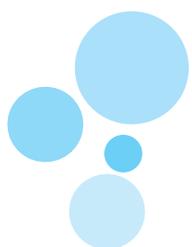
## 再質問

①地方税法には鉱泉源の保護、整備と書いてあるのだから、それをチラシに明記するのが当然だと思ふ。また、温泉施設が観光施設に入るといふことだが、勝手な解釈ではないのか伺う。  
②入湯税は施設から取るとは書いてない。温泉に入った人からとる税金です。ラビスパは何故、入湯税をとらない施設なのか伺う。

### 財務政策課長

①入湯税は保健環境施設とか、消防施設とかいろいろなところに使います。その分類で仕分けの仕方として温泉施設は観光施設の中に入れて分類する事になっています。

②健康増進施設設置条例を見るとわかると思うが、健康増進施設で、住民ふれあい課が温泉を利用した健康づくりとか、みんなの保健室とかを実施している施設です。当然村に対して村は課税しません。



### 3 猫魔スキー場の株譲渡の件について

- ① 契約の金額は全部でいくらか伺う。
- ② 契約書又は証文はあるのか伺う。また、支払い期日が明記してあるのか伺う。
- ③ 本年度中に約束を果たしてもらおう見通しはどうか伺う。

#### 収入役

- ① 株式会社裏磐梯高原開発公社の株券は千株であります。額面の2分の1で譲渡することによって協定をしているので、全株を譲渡すれば総額で2千5百万円となります。
- ② 当時協定書による協定書があります。また、協定書の中には支払期日は明記してありません。
- ③ 誠意をもって、残りの株券の譲渡については対応をお願いしている。

### 再質問

- ① 株譲渡の件で入金金の状況について伺う。
- ② 猫魔スキー場が新体制でスタートするとき、村は会社経営から一切、手を引き2社に任せることにした。条件として2社は合わせて1億4千6百13万3千円を村に支払うと文書で約束していたが、どういう処理に当たっているのかを伺う。

#### 収入役

- ① 株の譲渡の金については一昨年2百株分、5百万円が入っています。  
税金の分ということ協定で結んだ額は2千1百23万3千円であったが、平成13年の12月に固定資産分として2千6百21万9千円が入っています。
  - ② 1億円の支払いは平成15年度以降ということで支払い計画書を協議した経緯があります。
- その後、弁護士と協議した結果、村が請求した日本ロイヤルクラブ分、観光ホテル分の要求額がこれに入

### 再々質問

っているということですので、この前の答弁では、1億円を取る方向で検討するということがあったが、法律上取れない。  
破産管財人から配当分として合計で2億4千万円が入ったので、当時結んだ1億については無効であると認識しています。

1億円の話については交付要求前であれば払ってもらえたのか伺う。  
マルト不動産が五色沼周辺の土地を売却したとの話があるが、それで精算できないのか伺う。

#### 収入役

協定書の中に、債権譲渡を受けた部分に、負債の関係が、前の会社の清算ができなかった場合に1億円を払う義務になっていたもので、清算後はできないということ。  
また、土地を売買した件については、私は話を聞いておりません。  
株の譲渡の件は、売買契

### 関連質問

11番 小 椋 眞

約ではないので、話し合いの中での協定なので、早く譲渡したいという村の考えはあるが、買う方はなかなか買えない事情があり、ご理解いただきたい。

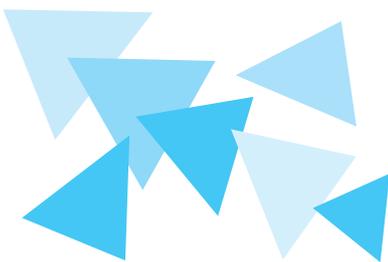
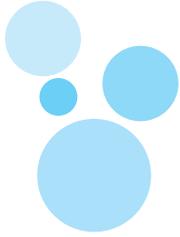
株譲渡の件だが平成13年の8月に、2千5百万円でマルト不動産に売却する議案で議会に提出し、それを議会は承認している。過去何回か村に支払い計画書の提出を、要求しているが、9月の定例会にも出てなく、今回も出ていない。どうしてか伺う。

また、今、大変世の中が悪くなっていて、なかなかスキー場経営するにも大変だということはおわっているが、スキー場だけを免税して、村民には先般、水道料を納めないと何日に水道を止めますよという金の取り方しているが、スキー場は売上がある訳だから、50万

でも10万でも村に入れることできると思うが、全然入っていない。  
また、1億円の事だが、協定書の内容がどのような協定書になっていたのか伺う。

#### 収入役

株の譲渡の件については、スキー場の経営が大変だということによって延期願いを提出されている訳だが、議員指摘とおり、残りの株も譲渡に対して計画書を出してもらおうように、確認できるようにしたい。  
また、株の譲渡の関係でありませんが、来月早々に支払い計画書の提出を相手方に話したいと思っています。  
協定書の件については、朗読させていただきます。  
(協定書朗読)



# 一般質問 2

5番 佐藤 正男



1 平成18年度の予算編成、  
財政運営、行政改革、  
また、重点施策について

先般、国と地方の税財政改革、つまり三位一体改革で調整が難航していた補助削減が事実上決着し、国と地方の痛み分けの公算が大きくなってきた。

そんな中で、当村では平成16年度の決算については実質3億9千2百万円の黒字決算となっているが、三位一体の税財政改革の全体像がほぼ確定したことにより、これまで以上に厳しさを増す地方交付税、補助金の削減の中で、当村の平成18年度の予算編成、財政運営、

行政改革、また重点施策について伺う。

村長

景気はやや回復していると言われているが、地方は回復の兆しはなく、依然として厳しい状況にある。地方財政を取り巻く環境は極めて厳しい状況にある。

平成18年度の予算編成の基本方針は、自主財源の確保、効果的、効率的な財政運営、創意と工夫をこらして事業への重点的、優先的な配分を行いたい。行政改革は村行財政改革推進計画に基づく行財政改革の推進を図るだけでなく、職員一人ひとりの仕事の平準化を図り、コスト削減への意識を持ち、限られた財源で最大の事業効果を得るように努めたい。

重点施策の第一番は自主財源の確保であり、計画的な徴収に努め、徹底した滞納処分を行うてまいります。村民所得の向上、観光と農業の振興を図ってまいります。

その一つには、安定した集客確保のための推進、2つとして将来に向けた観光のための人づくり。3つとして国際的観光に対応できる観光地の人材育成。四つとして地域特

産品の開発など、裏磐梯の特色を生かした商品の開発。五つとして農業担い手の育成確保。六つとして農村生活環境の整備。七つとして安全、安心な農産物づくりによる観光地との連携であります。

そして健康と福祉の充実についてであるが、一つには医療、福祉、保健の連携を図り、温泉を利用した健康づくりを推進したい。その一つとして温泉施設を活用した保健指導による住民の健康レベルアップ。二つとしていつまでも元気であるための高齢者筋肉向上トレーニング事業による効果的な介護予防。三つは、安心して子供を生み育て易い環境づくりである。

あとは、将来に担う人材育成を掲げているが、一つが教育環境の充実を図ります。その一つは複式学級の解消と学力向上、国内交流、総合学習による優れた人材の育成と、二つとしてコンピュータの計画的整備による情報教育の推進を行いたい。

今後の安定財政の確保というようなことであるが、一つは、行財政改革による徹底した経費の削減を行いたい。二つは、めりはりをつけた施設の見直しをし、効率的な維持

管理の推進。三つとして、行政と村民の徹底した役割の分担。以上のことを平成18年度の重点施策として推進してまいります。

## 再質問

12月1日の新聞報道によると、政府の次年度予算編成の基本方針案では、地方歳出予定が明示され、地方歳出の見直しは確実と発表されており、これまでのように地方交付税減額見合いの平成13年度より始まった臨時財政対策債制度も平成18年度で廃止と決まっています。

当村でも、毎年約2億5千万円強の程度を見込んでおるが、この件に関して村はどう考えているのか伺う。

次に、平成15年に策定した行財政改革計画の進捗状況についてはどのようになっているのか。また、その状態について再検討は考えているのかを伺う。

また、県は11月の29日に、平成18年度より3カ年の行財政改革の基本方針を示しており、その中で、特に市町村に対する支援策として、合併を選択した市町村に対する支援体制は人的、財政的、政策的にいろいろと示されているが、合併しない市町村への政策は示されてなく、その点について村では新方針ではどのようにになると考えているのか伺う。

村長

県は合併した町村も合併しない町村にも同じく対応していくと説明しているが、県の体制は、国から来たものしか何もなく、県独自での地域行政に対する財政支援は、

今までもなかった。

これからも、おそらく県では予算化しておらず、支援策はないと思うので、私は合併しない町村、合併をした町村も何ら変わりはないと思います。

臨時財政対策債が平成18年度になくすることについては、既に村の行財政改革計画の中で含んで策定されているのが現状であります。

そして、行財政の村の進捗率については、計画以上に財政は、良い方向に進んでいるのが今の北塩原村であり、安定した自立に向けて計画どおりに進んでいると考えております。

## 再々質問

何も問題ないという説明であり、効率的、計画的財政運営に全力で取り組んでいるというような話であるが、村民から見ると、これまで実施した事業、例えばラビスパの温泉ボーリングの1億1千万円、再度の掘削など、効率的、計画的とは見受けられないという声が非

常に多いです。

また、今回の重点施策について、先般、村長から説明があり、北山に公営住宅を建てる事と、その用地は確保したと話もあつたが、我々も大きな事業と理解しているが、村ではどう考えているのか再度伺う。

村長

村営住宅の建設として平成17年度の予算にもあるが、来年度も実行したいという考えで、そのとおりに今進んでいます。これから自立していくには、若者定住を多くして、安定した行財政の確保をするという考えであり、公営住宅が完成すれば入居者が180人増えるの見込んでおりますので、要するに交付金の安定した確保をしていくためには、人口増、これが一番であり、今後につながるものというところで考えております。

ラビスパの温泉ボーリングについては計画的でないというが、突発的な事も出てくる場合もあるわけであり、その温泉を利用して村民が長生きできるような、健康づくりができる施設にしたい考えです。



## つぎのようなことが可決されました !

## 12月定例会 (12月12日~14日)

議案番号	件名	内容
議案第69号	専決処分の承認を求めることについて	1~4市町村合併に伴う福島県市町村総合事務組合構成市町村の増減及び規約の変更をするもの
議案第70号	土地改良事業に係る委託事務の廃止及び土地改良事業の事務の委託に関する規約の廃止について	土地改良事業の事務の委託を廃止及び、土地改良事業の事務の委託についての規約を廃止するもの
議案第71号	字の区域の変更について	長峯下と隠里の一部が上澤尻に編入される
議案第72号	北塩原村結婚祝金支給条例	30歳以上の独身者の結婚対策として国際結婚を含めて30万を支給するもの
議案第73号	北塩原村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例	地方公務員法第58条の2の規定に基づき、人事行政の運営等の状況の公表に関し必要な事項を定めるもの
議案第74号	北塩原村税条例の一部を改正する条例	入湯税について、税率を改正するもの
議案第75号	村営住宅条例の一部を改正する条例	村営住宅の団地の名称等の変更、17年度木造住宅を現在建設している松陽台の住宅2戸を新たに追加して合計で25戸とするもの
議案第76号	北塩原村水道条例の一部を改正する条例について	大久保簡易水道の施設名の欄の大久保地区の上沢尻と関屋地区の一里壇下、西新田、上水上、家ノ下、村上水上、樟地区を新たに追加するもの
議案第77号	北塩原村集会施設設置に関する条例	集会施設等、条例が二つになっていたものを、集約し全部改正
議案第78号	北塩原村生活改善センター設置に関する条例	平成15年9月2日に自治法が改正されて、従来の管理委託制度から、新しい指定管理者制度で管理運営を任せるもの
議案第79号	北塩原村活性化センターの設置及び管理に関する条例	平成15年9月2日に自治法が改正されて、従来の管理委託制度から、新しい指定管理者制度で管理運営を任せるもの
議案第80号	北塩原村体育施設条例	平成15年9月2日に自治法が改正されて、従来の管理委託制度から、新しい指定管理者制度で管理運営を任せるもの
議案第81号	北塩原村温泉健康増進施設条例	平成15年9月2日に自治法が改正されて、従来の管理委託制度から、新しい指定管理者制度で管理運営を任せるもの
議案第82号	北塩原村ふれあい広場施設設置に関する条例	平成15年9月2日に自治法が改正されて、従来の管理委託制度から、新しい指定管理者制度で管理運営を任せるもの
議案第83号	いこいの森グリーンフィールド条例	平成15年9月2日に自治法が改正されて、従来の管理委託制度から、新しい指定管理者制度で管理運営を任せるもの
議案第84号	裏磐梯物産館条例	平成15年9月2日に自治法が改正されて、従来の管理委託制度から、新しい指定管理者制度で管理運営を任せるもの
議案第85号	北塩原村デイサービスセンター条例	平成15年9月2日に自治法が改正されて、従来の管理委託制度から、新しい指定管理者制度で管理運営を任せるもの
議案第86号	北塩原村林産物展示販売施設条例	平成15年9月2日に自治法が改正されて、従来の管理委託制度から、新しい指定管理者制度で管理運営を任せるもの
議案第87号	北塩原村農産物加工施設条例	平成15年9月2日に自治法が改正されて、従来の管理委託制度から、新しい指定管理者制度で管理運営を任せるもの
議案第88号	北塩原村農産物直売施設条例	平成15年9月2日に自治法が改正されて、従来の管理委託制度から、新しい指定管理者制度で管理運営を任せるもの
議案第89号	桧原歴史館条例	平成15年9月2日に自治法が改正されて、従来の管理委託制度から、新しい指定管理者制度で管理運営を任せるもの
議案第90号	スポーツパーク桧原湖条例	平成15年9月2日に自治法が改正されて、従来の管理委託制度から、新しい指定管理者制度で管理運営を任せるもの
議案第91号	桧原ふれあい温泉「湖望」条例	平成15年9月2日に自治法が改正されて、従来の管理委託制度から、新しい指定管理者制度で管理運営を任せるもの
議案第92号	曾原・狐鷹森生活改善センター設置条例を廃止する条例	北塩原村集会施設条例に集約したため、条例を廃止するもの
議案第93号	北塩原村テニスコート設置条例を廃止する条例	北塩原村体育施設条例に集約したため条例を廃止するもの
議案第94号	平成17年度北塩原村一般会計補正予算(第6号)	歳入歳出予算の総額にそれぞれ70,862千円を追加し、3,032,617千円とするもの。
議案第95号	平成17年度北塩原村国民健康保険事業費特別会計補正予算(第3号)	歳入歳出予算の総額にそれぞれ39,261千円を追加し、348,908千円とするもの。
議案第96号	平成17年度北塩原村老人保健特別会計補正予算(第2号)	歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,136千円を追加し、527,140千円とするもの。
議案第97号	平成17年度北塩原村特定環境保全下水道事業特別会計補正予算(第3号)	歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,548千円を追加し、751,811千円とするもの。
議案第98号	平成17年度北塩原村介護保険事業特別会計補正予算(第2号)	歳入歳出予算の総額にそれぞれ11,616千円を追加し、191,279千円とするもの。

議案第99号

## 固定資産評価委員会委員の 選任について 小枝 俊邦氏が選任される。

住 所

大字下吉字吉村  
1315番地

生年月日

昭和19年10月15日



諮問第1号

## 人権擁護委員の推薦につき 意見を求めることについて 荒井 千代子氏が推薦される。

住 所

大字松原字剣ヶ峯  
1093番地

生年月日

昭和14年7月23日



# 意見書

## 道路特定財源の確保に関する意見書

本北塩原村では、第3次総合振興計画のなかで幹線道路の整備として3路線計画しているが、その整備状況は、改良率（5・5mも含む）41・7%であり、一般国道及び県道に比べてもまだその整備水準は低く、地域の生活基盤の強化、良好な生活環境の確保等を進めるうえで隘路となつてい

る。このため、村や地域住民の村道整備に対する要望は極めて強いものがある。このためには、厳しい財源環境の中、公共事業の精選を行い、無駄を省き、地方産業に基盤となる社会資本の充実強化を図る必要がある。

よって、政府においては、道路整備の必要性を強く認識し、平成18年度予算については、公共事業の全体を一律に削減することなく、また、道路特定財源の目的に則し、一般財源化することなく堅持し、道路整備に必要な予算の確保を図りながら、重点配分されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成17年12月14日

内閣総理大臣  
総務大臣  
財務大臣  
国土交通大臣  
経済財政政策担当大臣  
あて

## 編集後記

明けましておめでとうございませう。

今年も、村民の皆様によりわかりやすい広報を目指しますので、宜しくお願ひ申し上げます。

委員長

酒井 作男

副委員長

五十嵐 肇

委員

遠藤 栄久

五十嵐 力雄

鈴木 定芳

『あなたも議会を  
傍聴してみませんか』

ご希望の方は、議会事務局へ  
ご連絡ください。

直通 ☎ (23-3263)